

一般競争入札公告

沖縄県企業局が発注する「複合機による複写サービス等に関する契約」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年3月16日

沖縄県企業局長 松田 了

1 入札に付する事項

- (1) 件名 複合機による複写サービス等に関する契約（単価契約）
- (2) 契約内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 設置場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第2条の規定に基づく「競争入札参加資格者名簿（有効期間至令和5年10月31日）」に登録された者
- (2) 県内に事業所を有し、かつ複合機等を迅速、確実に設置することができ、当該複写サービス等の供給に係る複合機の保守及び消耗品の供給が速やかに対応できる体制を整えている者

3 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

4 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

この公告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により（3）イに掲げる場所に提出し、入札参加資格の確認を受けるものとする。

ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 沖縄県入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書類

- ウ 会社概要（様式任意）
- エ 複合機の保守、消耗品の供給体制のわかる資料（様式任意）
- オ 仕様書の条件を満たす事を証明する納入予定機器明細書・カタログ等
- カ 同種・同規模（以上）の契約履行実績

(2) 申請書等の入手方法は次の通りとする。なお、郵送による申請書等の配布は行わない。

ア 期間 この公告の日から令和5年3月29日

イ 場所 沖縄県企業局ホームページに掲載

(3) 申請書等の受付期間及び提出場所

ア 期間 この公告の日から令和5年3月23日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

イ 場所 沖縄県企業局 西原浄水管理事務所

〒904-0103 西原町字小那覇1336 電話番号 098-945-4404

ウ 提出部数 1部

(4) 入札参加資格の確認結果通知

資格確認結果は、令和5年3月27日までに文書にて通知する。

5 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加の資格を有する者が、3に掲げる者に至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

6 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和5年3月29日まで

(2) 場所 沖縄県企業局ホームページに掲載する

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年3月29日（水）午前10時

(2) 場所 西原浄水管理事務所 管理棟1階A会議室

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積る契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県企業局及び沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

9 入札の無効

次の入札は、いずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、各見積単価に予定複写枚数を乗じて得た金額の合計額が最も低い価格で入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 長期継続契約に関する事項

この入札に係る契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

12 その他

- (1) 入札参加資格申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の沖縄県企業局の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 入札に代理人が参加する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (4) この入札に参加する者は、入札公告及び契約条項等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求められることができる。但し、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) この入札に関する問い合わせは、西原浄水管理事務所 庶務班
(〒904-0103 西原町字小那覇1336 電話番号098-945-4404) に行うこと。